

令和7年度「長崎県教育委員会服務規律強化月間」実施結果報告書

所 属 名	佐世保市立木風小学校	作成者	職名 教頭 氏名 古賀 宏亮
1 年間の実施内容（取組状況・実績等）			
4月	実施テーマ	○体罰の禁止 ○情報セキュリティ対策の徹底 ○飲酒運転の根絶	
取組の評価・改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ・「私の体罰根絶宣言」を各自が作成した。2部作成し、1部を管理職に、もう1部を週案等の各自が定期的に目にすることに保存することで、体罰根絶への意識の継続を図った。 ・「教職員のためのコンプライアンスハンドブック」を活用し、体罰等の不適切な指導や飲酒運転等が本人及び関係者に与える影響について具体的な事例を確認した。不祥事が発生した原因及び処分について自分事として捉えることで、本校から不祥事を絶対に起こさない意識を高めることができた。 ・交通事故の防止について、意識化を図るとともに、事故が遭った場合の行動について記載したカードを作成し、配付した。各自が自家用車に保管するよう共通理解を図った。万が一の事故に対しても、慌てることなく被害者に寄り添った対応ができるように心構えを持つことができた。 ・各自のUSBを保管する場所を決め、誰が使用しているか可視化した。持ち出しについては、持ち出す期間と内容を管理職が確認のうえ許可するとともに、個人情報を含むものについては、学校内で処理をするよう周知を図ったことで、情報セキュリティに係る意識向上を図るとともに、学校で行う業務と持ち帰って行う業務の差別化が図られるようになった。 			
6月	実施テーマ	○わいせつ行為等の防止	
取組の評価・改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ・自己分析チェックシートの取組の意味や報告の必要がないことを確認し、時間をとって各自がそれぞれの場所で自己を振り返ることができた。本校において、わいせつ行為が起きることがないよう意識を高めることができた。 ・更衣室となる空き教室やトイレ、更衣室等については、不審物がないか始業前後に毎日確認を行っている。併せて、毎月「整理整頓の日」を設定し、児童自身が整理整頓を行ったり、安全点検でも不審物の有無を確認したりすることで、不審物が容易に複数の目で計音物に対する対策を継続的に行っている。 ・私物の電子記録媒体（スマホ等）を教室に持ち込むことがないように共通理解を図り、徹底することができた。 ・市教育センター作成の不祥事防止動画「安心して学び合える学校を、自分たちの手で」を視聴し、わいせつ行為等による多方面への影響について改めて考えることができた。 			
12月	実施テーマ	マルトリートメントの防止	
取組の評価・改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校で起こりうる具体的な場面を想定し、不適切な指導につながる要因について考えることで、いつ、だれにでも起こりうることであることを確認し、危機意識を高めることができた。 ・ついカッとなってしまう場面について自分を振り返るとともに、各自でクールダウンの方法を考え開きあうことで、防止に向けた具体的な方策を共有することができた。 			

2 服務規律委員会

委員会名 **木風小服務規律委員会**

構成員 所属内委員（6名）、外部委員（2名 役職等：学校運営協議会委員）

3 年間を通しての計画の達成状況

年間を通しての取組状況チェックリスト

- (1) 校内研修の実施方法については、職員会議等での管理職員からの指導のみではなく、別表のような工夫を取り入れながら研修内容の充実を図ることが求められます。取り入れた工夫を別表の記号（ア～コ）で回答ください。（複数回答可）

イ	オ	カ	キ	ク	ケ				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

その他（ア～コ以外で研修に取り入れた工夫があれば記入ください。）

- (2) 不祥事根絶に向けた職員の意識が維持・継続されるような心に届く取組ができたか。

※ 該当する項目に○を記入ください（以下同じ）。

(○) できた	() 概ねできた	() 少し不十分	() できなかった
---------	-----------	-----------	------------

- (3) 職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくりに繋がるような取組ができたか。

(○) できた	() 概ねできた	() 少し不十分	() できなかった
---------	-----------	-----------	------------

- (4) 心と性に関する自己分析チェックシートは正直に回答できる環境下で実施されたか。

(○) できた	() 概ねできた	() 不十分だった	() 実施してない
---------	-----------	------------	------------

資料添付 有 無

12月服務規律研修資料

マルトリートメントについて

マルトリートメントとは、「子どもの心身の健全な発達を損なう、または損なう恐れのある不適切な関わりや環境の提供」です。

学校現場においては、**指導の名のもとに行われがちな、子どもの心を深く傷つけ、自己肯定感を低下させる行為**と捉えられます。

教職員のマルトリートメントの具体例

分類	行為の例（マルトリートメントと評価され得るもの）	服務規律上の主な問題点
1. 精神的マルトリートメント	感情的な大声での叱責、他の生徒がいる前での人格否定、「どうせお前はダメだ」といった暴言。	信用失墜行為、不適切な指導の禁止
2. 身体的マルトリートメント	体罰(殴る、蹴る)、指導として不必要的力で拘束する、長時間立たせるなどの身体的苦痛を与える行為。	体罰の禁止、不適切な指導の禁止
3. ネグレクト (無視・放置)	特定の子どもの相談を意図的に聞かない、課題がある子どもへの指導を放棄する、いじめを見て見ぬふりをする。	職務専念義務違反、指導の公平性の欠如
4. プライバシー侵害	子どもの家庭状況や成績を、必要のない場で他の教職員や子どもに言いふらす。	守秘義務違反

🔍 最大のポイント：悪意の有無ではない

マルトリートメントの判断において重要なのは、

教員側に「指導熱心さ」「愛情」などの「善意」があったかどうかではない。

その行為が、客観的に見て、

1. 子どもの心身に悪影響を及ぼしたか？
2. 教職員としての規範（服務規律）に反するか？

という結果と規範で評価される。

教職員が行うマルトリートメントは、単なる教育的失敗ではなく、**公務員としての職責を問われる問題**。

特に、感情的な叱責や暴言は、子どもの**人権を侵害し、教育に対する社会の信頼（信用）を失墜させる行為**として、服務規律違反（懲戒処分）の対象となり得る。

☆次の行為について、考えてみましょう。

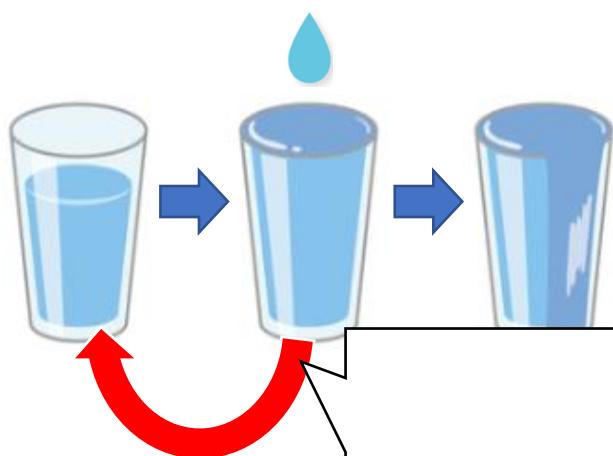
○児童の行為: 「何度も注意しても宿題を提出しない」「嘘をついてごまかした」

○教員の初期対応: 「冷静に注意したが改善しない。イライラが募る」

○感情の爆発: 「ついに頭に血が上り、席を立たせて大声で叱りつけた」

(問1)この教員がかつとなった背景や原因は、どんなことが考えられますか？

(様々な角度から背景や原因について自由に記述してください)



地方公務員法第33条は、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と定めています。

感情的な叱責・暴言が抵触する具体的な理由

教職員が感情的な叱責や暴言を行うことは、以下の理由から「信用失墜行為」に該当します。

- 教職員は、児童・生徒を指導・育成する立場として、高い倫理観と冷静な判断力が求められます。
- 感情に任せた指導は、保護者や地域住民に対し、「この教員はプロとして未熟だ」「学校は指導を逸脱している」という不信感を抱かせます。
- この個人の行為がニュースなどで報道された場合、公教育全体の信用を著しく傷つけることになります。

💔 児童・生徒の人格権侵害:

- 暴言や人格を否定する叱責は、児童・生徒の人権を侵害し、精神的な苦痛を与えます。

教育公務員特例法第25条は、「教育公務員は、体罰を加え、その他児童、生徒又は学生の心身の健全な発達を妨げるような指導を行つてはならない」と定めています。

感情的な叱責・暴言が抵触する具体的な理由

感情的な叱責や暴言は、以下の理由から「心身の健全な発達を妨げるような指導」、すなわち**「不適切な指導」**に該当します。

- 💡 心身の健全な発達の妨げ:
 - 暴言による叱責は、精神的苦痛(心理的虐待/マルトリートメント)にあたります。
 - これにより、児童・生徒は自己肯定感を低下させ、学習意欲や学校への安心感を失い、健全な成長が妨げられます。
 - 第25条で禁止されている「体罰」は、身体的なものだけでなく、精神的な苦痛を与える指導も含むと解釈されます。
- ⚖️ 指導の目的の逸脱:
 - 指導の目的は、児童・生徒の成長を促すことですが、感情的な叱責は、教員自身の感情の発散や支配が目的になってしまい、教育的な目的を逸脱します。
 - これは、体罰が指導の効果を生まないと同様に、教育的な効果がなく、子どもの健全な発達を妨げる行為と見なされます。